平成30年度 公社等外郭団体との随意契約 一覧

平成31年3月31日現在

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH30年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
									地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
						単独随契	競争見積	公募プロポ	1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	（一社）高知医療再生機構	平成30年度脳卒中患者実態調査業務	409,551	409,551	H30.5.29 ～ H31.3.31	○				○	セ								専門的（医療）な視点による分析及び評価を必要とする契約内容であり、この業務を遂行できるノウハウを有しているため。	医療政策課
2	（一社）高知医療再生機構	平成30年度高知県地域医療再生事業	76,998,000	76,998,000	H30.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								当事業は、医師の地域偏在の解消等を目的に、医師のキャリア形成支援や、県外からの医師の招聘等を高知大学をはじめとした県内医療関係機関と連携して行うものであるため、県、高知大学及び県内医療機関等で構成する当該団体以外に適当な委託先はない。	医師確保・育成支援課
3	（一社）高知医療再生機構	平成30年度高知県勤務環境整備事業	3,451,464	3,451,464	H30.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								当事業は、女性医師が県内医療機関に復職する場合の相談対応や復職に係る研修を受け入れる病院との調整を行うとともに、医療従事者の勤務環境改善を進める医療機関を支援するものであるため、県、高知大学及び県内医療機関等で構成する当該団体以外に適当な委託先はない。	医師確保・育成支援課
4	（公財）高知県文化財団	文化芸術振興ビジョン推進事業委託業務	21,123,250	21,123,250	H30.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								（公財）高知県文化財団は本県の文化芸術活動の推進母体としての役割を担う団体であり、文化芸術に関する高い専門性を持って県立文化施設の運営に携わるとともに、市町村や文化芸術団体等とも連携して事業を企画・実施している。 高知県文化芸術振興ビジョンの推進及び高知県芸術祭の充実を図り、高知県の文化芸術の振興を進めるためには、文化芸術に関する専門的知識はもとより、市町村、芸術文化団体、文化施設等とも連携した事業推進が必要不可欠であり、高知県内には同様の専門性、実績を有している事業者が他にいないため	文化振興課
5	（公財）土佐山内記念財団	高知県立高知城歴史博物館の管理運営代行業務（指定管理者制度）	1,246,381,000	230,272,000	H28.4.1 ～ H33.3.31	○				○	セ								・資料の保存継承、調査研究、展示公開、教育普及といった効率性だけでは捉えられない業務への取り組みが必要であること ・高い専門性を持って長期的な視点で運営を行うには、歴史や美術工芸、保存などの各分野に精通した同財団の学芸員の専門的知識や技術、蓄積してきたノウハウや実績、各研究機関等との信頼関係が不可欠であること ・文化施設の管理運営は、単なる施設の管理にとどまらず、専門的な知識を有する人材を配置した上で、数年間にわたる調査研究や展覧会の企画立案等により業務が行われるべきものであること	文化振興課
6	（公財）高知県文化財団	高知県立美術館の管理運営代行業務（指定管理者制度）	1,708,697,000	322,731,891	H26.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								・地域の芸術文化の振興や継承など地域に根差した公共性の高い業務が実施できること ・資料などの収集・保存、調査研究、教育普及など地域の歴史や文化に高い専門性をもって長期的な視点で運営が可能であること ・高知県の中核的な文化施設として、県内各地の文化施設と連携しながら、地域や学校などと継続的な信頼関益を保ちながら事業を行っていく必要があること	文化振興課
7	（公財）高知県文化財団	高知県立歴史民俗資料館の管理運営代行業務（指定管理者制度）	806,836,000	159,696,553	H26.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								・地域の芸術文化の振興や継承など地域に根差した公共性の高い業務が実施できること ・資料などの収集・保存、調査研究、教育普及など地域の歴史や文化に高い専門性をもって長期的な視点で運営が可能であること ・高知県の中核的な文化施設として、県内各地の文化施設と連携しながら、地域や学校などと継続的な信頼関益を保ちながら事業を行っていく必要があること	文化振興課
8	（公財）高知県文化財団	高知県立坂本龍馬記念館の管理運営代行業務（指定管理者制度）	403,148,000	167,820,268	H26.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								・来館者の求めるものが本物志向へとシフトしていること ・龍馬に関する資料の収集や質の高い展示とった業務の充実が必要であること ・地域や学校、県内の文化施設等との信頼関係を保ち、継続的な運営を行う必要があること	文化振興課

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH30年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由										具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項											
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
9	（公財）高知県文化財団	高知県立文学館の管理運営代行業務（指定管理者制度）	603,529,000	122,202,370	H26.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								・地域の芸術文化の振興や継承など地域に根差した公共性の高い業務が実施できること ・資料などの収集・保存、調査研究、教育普及など地域の歴史や文化に高い専門性をもって長期的な視点で運営が可能であること ・高知県の中核的な文化施設として、県内各地の文化施設と連携しながら、地域や学校などと継続的な信頼関益を保ちながら事業を行っていく必要があること	文化振興課
10	（公財）高知県文化財団	石元泰博写真作品等著作権管理業務	5,192,508	5,192,508	H30.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								高知県立美術館の指定管理者として、石元泰博氏の写真作品を管理しており、著作権の管理を総合的に実施できる体制とノウハウを有する唯一の団体であるため	文化振興課
11	（公財）高知県文化財団	櫓設営委託業務	25,073,283	4,309,065	H28.10.24 ～ H31.3.31	○				○	セ								当該財団は県立歴史民俗資料館の指定管理者であり、岡豊城跡及び長宗我部氏の歴史に対して高い専門性を有し、櫓の設営場所である国史跡岡豊城跡の日常管理を行い、文化財保護法等専門的知見を持ち当該事業を効果的に実施できる唯一の団体であるため	文化振興課
12	(公財)高知県国際交流協会	平成30年度高知県研修員受入業務	6,815,869	6,815,869	H30.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								（公財）高知県国際交流協会は、国際交流や国際協力に関して、国、県及び関係団体と連携し、事業を行うことを目的とする県内唯一の公益法人である。また、中南米県人会への活動支援や、フィリピンなど友好交流国との民間交流支援を業務として担っており、相手国等との円滑な調整や、研修生受入による波及効果が得られる。さらに、研修生等受入事業受託実績があり、ノウハウを有することから、より迅速かつ効率的に事務を行うことができる。	国際交流課
13	（公財）こうち男女共同参画社会づくり財団	こうち男女共同参画センターの県有施設管理委託業務	2,182,358	2,182,358	H30.4.1 ～ H31.3.31	○				○	ス								こうち男女共同参画センターの管理運営については、公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団が指定管理者として行うこととなっており、同一施設にある県有施設についても一体的に管理する必要があるため、同財団が契約の相手方となっている。	県民生活・男女共同参画課
14	（公財）こうち男女共同参画社会づくり財団	こうち男女共同参画センター管理運営委託業務	364,839,000	63,037,290	H29.4.1 ～ R04.3.31			○		○	テ								指定管理者選定委員会による審査により選定	県民生活・男女共同参画課
15	（公財）高知県人権啓発センター	高知県人権啓発研修事業委託（県費）	79,211,000	79,211,000	H30.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								（公財）高知県人権啓発センターは、あらゆる人権問題について、県民の理解と認識を深め、その解決を図るため、人権に関する啓発・研修等の事業を行い、人権尊重の社会づくりに貢献することを目的として、県等の出捐により設立、運営されている。「高知県人権尊重の社会づくり条例」第2条第1項において県の責務として定める人権意識の高揚を目的として実施する当該業務の委託にあたり、公平かつ中立で人権問題全般に取り組む団体は他にないため。	人権課
16	（公財）高知県人権啓発センター	高知県人権啓発研修事業委託(国費)	6,268,000	6,268,000	H30..5.15 ～ H31.3.31	○				○	セ								人権啓発研修事業は、啓発活動を通じて人権問題の解決を図ることを目的とした国の委託事業であり、その性格上、地方公共団体がこれにあたることが予定されている。再委託先の(公財）高知県人権啓発センターについても、あらゆる人権問題の解決を図るため人権に関する啓発研修等の事業を行うことを目的として県等の出捐により設立・運営されている法人であり、県としても同法人を人権啓発を推進するうえでの中核と位置づけており、他に当該委託業務を再委託できるものがないため。	人権課
17	（公財）高知県人権啓発センター	高知県立人権啓発センター管理運営委託（指定管理者制度）	51,658,000	10,210,000	H30.4.1 ～ R5.3.31			○		○	テ								外部有識者等による審査委員会の審査を経て、選定したもの。	人権課

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH30年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
18	（公財）高知県人権啓発センター	高知県私立学校人権教育指導業務委託	2,857,000	2,857,000	H30.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								（公財）高知県人権啓発センターは、様々な人権問題に関する啓発・研修事業を一元的に実施しており、この委託事業である人権教育の指導、研修を総合的に実施できるノウハウと体制を持っているのは同センター以外にないため。	私学・大学支援課
19	（公財）高知県スポーツ振興財団	県民体育館・県立武道館・県立弓道場の管理運営業務（指定管理者制度）	561,955,473	113,539,473	H27.4.1 ～ H32.3.31			○		○	テ								外部有識者等による審査委員会の審査を経て、選定したもの	スポーツ課
20	（公財）高知県スポーツ振興財団	県立春野総合運動公園の管理運営業務（指定管理者制度）	1,109,799,000	215,005,000	H26.4.1 ～ H31.3.31			○		○	テ								外部有識者等による審査委員会の審査を経て、選定したもの	公園下水道課
21	（一財）高知県地産外商公社	アンテナショップ「まるごと高知」賃貸借契約	9,005,098 （109,079,508円と公社の平成30年度の収益事業における収入から費用を控除した金額のいずれか低い方。）	9,005,098 （109,079,508円と公社の平成30年度の収益事業における収入から費用を控除した金額のいずれか低い方。）	H30.4.1 ～ H31.3.31	○				○	コ								本契約は、アンテナショップ「まるごと高知」の運営に必要となる店舗及び執務室の物件を貸し付けるものであり、「まるごと高知」の運営と地産外商戦略の推進のために設立した一般財団法人高知県地産外商公社以外に貸付先はないため。	地産地消・外商課
22	（一財）高知県地産外商公社	地産外商公社へ派遣する県職員の建物物件への入居にかかる契約	1,128,000	1,128,000	H30.4.1 ～ H31.3.31	○				○	ア								不動産の賃貸にかかる契約であり、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当。	地産地消・外商課
23	(公財)高知県産業振興センター	中小企業団地内公園管理委託業務	942,646	942,646	H30.4.1 ～ H31.3.31	○			○										地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号（高知県産業振興センターが管理運営している「ぢばさんセンター」に隣接しているため、ぢばさんセンターの管理に付随して日々の公園管理が可能であり、県が単独で公園維持管理を行うより経済的である。また、県が出えんする公益財団法人である高知県産業振興センターは公共財産の管理運営に習熟しており管理者として適している。）	商工政策課
24	(公財)高知県産業振興センター	ものづくり総合技術展開催等委託業務	51,292,330	51,292,330	H30.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								（公財）高知県産業振興センターは、中小企業支援法に基づく中小企業支援センターに指定されており、高知県内の中小企業を支援する中核的な機関である。 また、本委託業務は産業振興計画に掲げる中小企業の「ものづくりの地産地消・外商」の促進策であり、県が行う中小企業支援事業の実施体制の中心である同法人に随意契約により委託するものとした。	工業振興課
25	(公財)高知県産業振興センター	平成29年度 見本市出展業務委託 （平成30年度実施分）	38,841,033	38,841,033	H29.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								（公財）高知県産業振興センターは、中小企業支援法に基づく中小企業支援センターに指定されており、高知県内の中小企業を支援する中核的な機関である。 また、本委託業務は産業振興計画に掲げる中小企業の「ものづくりの地産地消・外商」の促進策であり、県が行う中小企業支援事業の実施体制の中心である同法人に随意契約により委託するものとした。	工業振興課
26	(公財)高知県産業振興センター	平成30年度 見本市出展業務委託 （平成30年度実施分）	53,316,063	53,316,063	H30.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								（公財）高知県産業振興センターは、中小企業支援法に基づく中小企業支援センターに指定されており、高知県内の中小企業を支援する中核的な機関である。 また、本委託業務は産業振興計画に掲げる中小企業の「ものづくりの地産地消・外商」の促進策であり、県が行う中小企業支援事業の実施体制の中心である同法人に随意契約により委託するものとした。	工業振興課

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH30年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由										具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項											
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
27	(公財)高知県産業振興センター	平成30年度 見本市出展業務委託 （平成31年度実施分）	34,260,000	0	H30.4.1 ～ H32.3.31	○				○	セ								（公財）高知県産業振興センターは、中小企業支援法に基づく中小企業支援センターに指定されており、高知県内の中小企業を支援する中核的な機関である。 また、本委託業務は産業振興計画に掲げる中小企業の「ものづくりの地産地消・外商」の促進策であり、県が行う中小企業支援事業の実施体制の中心である同法人に随意契約により委託するものとした。	工業振興課
28	（公社）高知県種苗センター	野菜遺伝資源の更新・増殖業務委託	74,710	74,710	H30.5.21 ～ H30.9.28	○			○										予定価格が30万円未満のため。	農業技術センター
29	（公社）高知県種苗センター	実証用低コストハウス管理委託業務	0	0	H18.4.1 ～ H31.12.31	○			○										高知工科大学の助言を得ながら、ハスメーカーや全農等と高知県版の低コストハウスとして2種類の仕様が設計・提案された。これらのハウスを県内の農家へ普及するにあたって、ハウスの強度（耐風速）や採光性経年劣化等のリスクを評価するため、県が整備し、その管理を委託した。	農業イノベーション推進課
30	（一社）高知県肉用子牛価格安定基金協会	検体採取補助業務委託	1,822,500	1,822,500	H30.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								本業務は、死亡牛のBSE検査の補助業務である。 検査結果が判明するまでの間は死体を一時保管する必要があるが、本県では、農場の汚染を防ぎ検査を効率的に行うため、冷凍輸送車で農場から死体を回収し、車内で検体採取、車内保管庫で死体の保管を行っている。 当該団体は、冷凍輸送車を保有し、48ケ月齢以上の死亡牛の収集・運搬に関する事業を実施している県内唯一の機関であることから、本業務が実施できる団体は当該団体しかない。	畜産振興課
31	（一社）高知県森林整備公社	平成30年度高知県県営林造林事業	12,588,473	12,588,473	H30.4.9 ～ H31.3.31	○				○	ス								県営林事業については、昭和46年度以降造林事業を委託して実施し、全県下に展開する県営林の実情について仔細に把握していることから、本業務の委託先は森林整備公社以外にない。	森づくり推進課
32	（公財）高知県山村林業振興基金	高知県立林業学校研修業務等委託業務	47,057,000	47,057,000	H30.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								本業務は、「①基礎課程の技能講習・安全教育に関すること」、「②基礎課程のインターンシップに関すること」、「③基礎課程の就業ガイダンスに関すること」、「④短期課程の運営等に関すること」を行うものである。 同団体は、林業事業体の経営基盤の強化を図るためのコンサルタント事業、林業に従事する方の育成や確保をするための研修事業や雇用条件の改善を図るための事業を行っている。 委託する業務のうち、①及び④の業務にあたっては、労働安全衛生法14条及び61条により、都道府県労働局長の登録を受けた者である必要があり、全ての技能講習等の登録を受けている県内団体は、同団体のみである。 また、③では、林業事業体等と研修生のコーディネイトや助言、④では、就業相談会等の実施を求めており、対応するためには職業安定法第33条第1項の規定による許可が必要であることと併せて、専門的な知識や技術、蓄積されたノウハウや実績、各事業体等との信頼関係が不可欠であり、実施できる業者は同団体以外にない。	森づくり推進課
33	（公財）高知県山村林業振興基金	高知県立森林研修センター研修館管理代行業務（指定管理者制度）	46,020,000	9,204,000	H30.4.1 ～ R5.3.31			○		○	テ								外部有識者等による審査委員会の審査を経て決定したもの。	森づくり推進課
34	（公財）高知県山村林業振興基金	平成30年度新規就業者職業紹介アドバイザー委託業務	4,374,000	4,374,000	H30.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								当団体は、①厚生労働大臣から「無料職業紹介事業」の許可を受けている②事業実施に必要な指導者がいる③労確法第11条により林業労働力確保支援センターとして県から指定されている④林業に関する専門的知識を有し、林業事業体の現状を把握している、ことから効果的に就業促進に結びつく活動を実施できる者は当団体以外にない。	森づくり推進課

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH30年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
35	（公財）高知県山村林業振興基金	平成30年度労働環境改善計画事前審査委託業務	2,184,000	2,184,000	H30.4.12 ～ R5.3.31	○				○	セ								当団体は、①労働環境改善計画の内容や関連する法令等を理解している②林業に関する専門的知識を持ち、林業事業体の現状を把握している③林業労働力確保支援センターの指定を受けているのは当団体のみ、であることから効果的かつ精度の高い事前審査を実施できる者は当団体以外にない。	森づくり推進課
36	（公財）高知県牧野記念財団	高知県立牧野植物園管理運営代行業務（指定管理者制度）	1,792,134,000	394,591,000	H28.4.1 ～ R3.3.31	○				○	セ								指定管理者の選定にあたり、植物に関する専門知識、栽培管理能力等が求められ、条件を満たす者が当団体以外にないため。	環境共生課
37	（公財）高知県牧野記念財団	高知県レッドデータブック（植物編）改訂委託業務	24,224,920	9,643,320	H29.4.1 ～ R2.3.31	○				○	セ								高知県の植物に関して高度で専門的知識及び絶滅のおそれのある植物種の生育状況等の最新データを有していること、かつ精度の高い分析・評価・整理のできる体制が必要となり、条件を満たすことのできる団体が当財団以外ないため。	環境共生課
38	（公財）高知県牧野記念財団	希少野生植物食害防止対策（調査）委託業務	2,462,400	2,462,400	H30.4.27 ～ H31.3.20	○				○	セ								本業務は、ニホンジカによる食害の被害が顕著である、高知県内の森林において現地調査を行い収集した希少野生植物の状況、生育場所等のデータを基に、防護柵の設置箇所の選定、設置等の保護対策を講じるもので、希少野生植物の生育場所等の分布状況に詳しく、専門知識があり、より精度の高い分析・評価・整理のできる体制が必要となり、条件を満たすことのできる団体が当財団以外にないため。	環境共生課
39	（公財）高知県牧野記念財団	平成30年度外来種（植物）生育分布調査業務	1,207,440	1,207,440	H30.4.1 ～ H31.3.29	○				○	セ								高知県の植物に関して高度で専門的な知識及び外来種（植物）の生育状況等の最新データを有していること、かつ精度の高い分析・評価・整理のできる体制が必要となり、条件をみ満たすことのできる団体が当財団以外にないため。	環境共生課
40	（公財）高知県牧野記念財団	リョーマの休日～自然＆体験キャンペーン～スタートイベント出展委託業務	227,384	227,384	H31.1.30 ～ H31.2.3	○			○										少額による。	環境共生課
41	（公社）高知県建設技術公社	平成30年度高知県土木部技術職員研修委託業務	3,207,600	3,207,600	H30.5.7 ～ H31.2.28	○				○	セ								本研修では、高知県の土木積算システムに基づく研修科目を予定しており、研修を行える事業者は、県と同一の積算システムを保有し、同システムに精通した（公社）高知県建設技術公社しかいないため。	土木政策課
42	（公社）高知県建設技術公社	平成30年度高知県建設業事業継続計画認定委託業務	2,840,400	2,840,400	H30.5.15 ～ H31.3.31	○				○	セ								（公社）高知県建設技術公社は、高知県防災エキスパートの事務局を行うなど、南海トラフ地震対策をはじめとした災害対応の専門知識を備えており、また、建設会社の人員及び資機材の保有状況や調達先などの秘匿情報をもとに審査に係る基礎資料の作成を中立かつ公平な立場で行える唯一の者であるため。	土木政策課
43	（公社）高知県建設技術公社	CAD操作職員研修委託業務	702,000	702,000	H30.4.2 ～ H31.3.28	○				○	セ								本業務は、工事発注時に使用する2次元図面の作成や、ドローンで撮影した写真から3次元データを取得し、災害査定図面等をCADソフトで作成するための研修であり、公共事業の執行における各段階で必要となる図面の作成方法について研修する必要がある。 このため、契約の相手方として、計画から維持管理までの公共事業執行全般に関して熟知し、県や市町村の発注者支援業務を実施している（公社）高知県建設技術公社以外にない。	技術管理課

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH30年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
44	（公社）高知県建設技術公社	電子納品運用支援等(その1)委託業務	367,200	367,200	H30.4.2 ～ H31.3.29	○				○	セ								本業務は、公共事業を執行するうえで必要となる電子納品や、CAD操作等の情報技術に関して、高知県職員からの問い合わせに対応するヘルプデスク業務を実施するものである。 この業務を実施するためには、公共事業の執行過程で必要となる情報技術に関する知識や、運用方法等について熟知している必要がある。 このため、契約の相手方としては、公共事業の情報技術に関するヘルプデスクの実績があり、県及び市町村から工事監督及び工事検査といった発注者支援業務を受託した実績がある（公社）高知県建設技術公社以外にない。	技術管理課
45	（公社）高知県建設技術公社	平成30年度土木積算基準改定作業委託業務	14,273,280	14,273,280	H30.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								県及び市町村が実施する公共事業では、工事費等の積算業務に土木積算システムを活用しており、国から提供される積算基準や県が調査した単価情報等を基に、システム情報を最新情報に更新する必要がある。 このシステム情報を県及び市町村の業務に支障を来さないよう短期間かつ確実に更新するためには、土木積算システムの詳細構成をはじめ、予定価格の基礎となる官積算の概念や、積算基準の変遷に基づいた県独自の運用方針等を熟知しているものが実施する必要があることから、委託先は、これらの条件をすべて備えた（公社）高知県建設技術公社以外にない。	土木政策課
46	（公社）高知県建設技術公社	建設生産システム効率化検討普及委託業務	2,095,200	2,095,200	H30.6.27 ～ H31.3.25	○				○	セ								本業務は、高知県建設業活性化プランの取り組みの一つである、建設生産システムの効率化に向けた情報化技術の活用促進について、委員会の開催や講習会等の普及活動を実施するものである。 この業務を実施するためには、公共事業の執行過程で必要となる情報化技術に関する知識や、運用方法等について熟知している必要がある。また、国土交通省及び建設事業者等の情報化技術の実施状況に精通している必要がある。 このため、契約の相手方としては、公共事業の情報化技術に関する業務の実績があり、自治体や建設事業者向けの新技術等の講習会を実施している（公社）高知県建設技術公社以外にない。	技術管理課
47	（公社）高知県建設技術公社	土木積算システム設計書データ移行作業委託業務	2,862,000	2,862,000	H30.9.19 ～ H30.11.30	○				○	セ								本業務は、平成29年度以前の土木積算システムで作成した複数年にまたがる工事の設計書データを、平成30年4月1日より運用を開始した土木積算システム（以下、「新システム」という。）に移行することにより、新システムで変更設計書を作成するなど、土木積算業務を円滑に行うことができる環境を構築することを目的としており、業務の実施にたっては、土木工事の積算に関する専門的な知識や新システムの操作について熟知している必要がある。 このため、契約の相手方としては、新システムを用いて県や市町村が発注する土木工事の設計積算を行うなど、積算に関する専門的な知識を有している（公社）高知県建設技術公社以外にない。	土木政策課
48	（公社）高知県建設技術公社	道路台帳管理委託業務	3,682,800	3,682,800	H30.8.24 ～ H31.3.25	○				○	セ								道路台帳は膨大な数値データと図面から成り立っており、その補正業務に際しては道路台帳補正基準に合致した正確なデータ作成が必要となる。 平成14年度より、高知県の道路台帳補正業務は全て民間コンサルタントへの委託により実施されている。この補正業務は、道路台帳作成要領に基づく詳細な知識や技術を必要とすることから、民間コンサルタントが要領どおり細部にわたり正確に行うため、道路台帳補正にかかる技術的指導を行う機関が必要である。 公益社団法人高知県建設技術公社は、昭和53年の台帳整備開始当時から経年的に補正業務を受託しており、その補正作業要領を熟知し、また、平成13年度に構築された道路台帳管理システムにも精通していることから、本管理業務を遂行できるのは同公社以外にはない。 以上のことから、同公社と随意契約するものとする。	道路課

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH30年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
49	（公社）高知県建設技術公社	県道安田東洋線防災・安全交付金積算委託業務	2,495,880	2,495,880	H29.9.2 ～ H30.11.26	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	安芸土木事務所
50	（公社）高知県建設技術公社	国道493号(北川道路)積算委託業務	604,800	604,800	H30.2.6 ～ H30.5.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	安芸土木事務所
51	（公社）高知県建設技術公社	国道493号(北川道路)道路改築積算委託業務	2,862,000	2,862,000	H30.6.2 ～ H30.12.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	安芸土木事務所
52	（公社）高知県建設技術公社	県道大久保伊尾木線道路改良実施積算委託業務	637,200	637,200	H30.6.2 ～ H30.7.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有しないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	安芸土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH30年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
53	（公社）高知県建設技術公社	野根漁港水産生産基盤整備技術審査補助委託業務	302,400	302,400	H30.6.29 ～ H30.9.26	○				○	セ								本業務は、漁生産第1-4号　野根漁港水産生産基盤整備工事の発注時における総合評価方式の入札参加希望者情報、提案内容及び評価結果等、入札に関する情報を整理する技術審査補助業務であり、次の要件を満たす者でなければ契約の相手方となり得ず、競争入札に適さない。 （1）総合評価方式による発注業務について、十分な知識と理解を有していること。 （2）業務上、工事発注者が公表すべきでない情報及び保護すべき入札参加者の個人情報を多数入手することとなり、入札に参加することが想定される一般の建設業者、建設コンサルタントでは適当ではない。 以上の理由により、公益社団法人高知県建設技術公社と随意契約する。	安芸土木事務所
54	（公社）高知県建設技術公社	都市計画道路安芸中央インター線県単街路工事現場技術支援委託業務	8,283,600	8,283,600	H30.8.1 ～ H31.3.25	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する都市計画道路安芸中央インター線において、工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督に必要な現場技術支援を実施するものである。 高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して実施する積算業務に必要な資料の作成及び高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有しない。また同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して多くの実績を有し、監督業務に精通している。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	安芸土木事務所
55	（公社）高知県建設技術公社	【緊急発注H30.7.10】30安芸-20　県道安芸物部線外、安芸川外災害の測量・設計及び積算1式　県道安芸物部線外災害復旧測量設計等委託業務	67,035,600	67,035,600	H30.7.10 ～ H31.2.15	○								○					7/6～7/8の豪雨により、安芸土木事務所管轄内の道路・河川・砂防施設・橋梁において、多くの箇所の被災を受けた。それらの箇所は、再度災害や被災の拡大防止のため、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づく災害復旧事業により復旧させる必要がある。そのためには、測量・設計・積算を早急に行い、事業採択されるために査定を受けなければならない。 公益社団法人高知県建設技術公社は、本県における災害復旧事業に精通し、迅速に対応可能であるため。	安芸土木事務所
56	（公社）高知県建設技術公社	【緊急発注H30.8.30】30安芸-73　穴内川外災害の測量・設計及び積算1式　穴内川河川災害測量設計委託業務	4,395,600	4,395,600	H30.8.30 ～ H31.1.31	○								○					穴内川外（安芸土木事務所管内地区）における災害の測量・設計及び積算対応の緊急委託業務であり、緊急の必要により公益社団法人高知県建設技術公社に発注済みであるため 緊急応急工事及び緊急委託業務の発注の取扱い変更について（通知）（平成18年8月14日付け18高建管第316号土木部長通知）の2の（2）のク）に該当 公益社団法人高知県建設技術公社は、当該業務に精通し、高知県と同一の土木積算システムを保有していることにより設計書の作成業務を熟知しているため。	安芸土木事務所
57	（公社）高知県建設技術公社	【緊急発注H30.10.4】30安芸-88　安芸漁港外災害の測量・設計及び積算1式　安芸漁港外災害復旧測量・調査委託業務	9,363,600	9,363,600	H30.10.4 ～ H31.1.31	○								○					安芸漁港外（安芸土木事務所管内地区）における災害の測量・設計及び積算対応の緊急委託業務であり、緊急の必要により公益社団法人高知県建設技術公社に発注済みであるため緊急応急工事及び緊急委託業務の発注の取扱い変更について（通知）（平成18年8月14日付け18高建管第316号土木部長通知）の2の（2）のク）に該当 公益社団法人高知県建設技術公社は、当該業務に精通し、高知県と同一の土木積算システムを保有していることにより設計書の作成業務を熟知しているため。	安芸土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH30年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の(2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
58	(公社)高知県建設技術公社	【緊急発注H30.10.24】30安芸-92　県道大久保伊尾木線道路災害測量設計委託業務	172,800	172,800	H30.10.24 ～ H31.1.31	○								○					県道大久保伊尾木線(安芸市大井地区)における、台風24号による災害の測量・設計及び積算対応の緊急委託業務であり、緊急の必要により公益社団法人高知県建設技術公社に発注済みであるため緊急応急工事及び緊急委託業務の発注の取扱い変更について(通知)(平成18年8月14日付け18高建管第316号土木部長通知)の2の(2)のク)に該当 公益社団法人高知県建設技術公社は、当該業務に精通し、高知県と同一の土木積算システムを保有していることにより、設計書の作成業務を熟知しているため。	安芸土木事務所
59	(公社)高知県建設技術公社	都市計画道路高知駅秦南町線県単街路整備技術審査補助委託業務	405,000	405,000	H30.3.13 ～ H30.4.30	○				○	セ								本業務は県が発注する都市計画道路高知駅秦南町線の工事の発注時における総合評価方式の入札参加希望者情報、提案内容及び評価結果等、入札に関する技術審査補助業務である。これに係る十分な知識と理解を有していること、また業務上、保護すべき入札参加者の個人情報を入手することとなり、他の案件に入札参加が想定される一般の事業者には適当でない業務であるため。	高知土木事務所
60	(公社)高知県建設技術公社	国分川地震高潮対策積算等委託業務	2,851,200	2,851,200	H30.4.26 ～ H31.3.29	○				○	セ								本業務は、県が発注する工事の監督や実施・変更設計書を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価により土木積算システムを使用して調製するものである。また、監督業務は高知県建設工事監督規定に基づき、工事の適正かつ円滑な履行を図るものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県と同一の積算システムを有し、設計書作成業務を熟知している。また、県や市町村が発注する工事監督の多くの実績を有し、監督業務に精通しているため。	高知土木事務所
61	(公社)高知県建設技術公社	舟入川地震高潮対策積算等委託業務	2,484,000	2,484,000	H30.4.26 ～ H31.3.29	○				○	セ								本業務は、県が発注する工事の監督や実施・変更設計書を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価により土木積算システムを使用して調製するものである。また、監督業務は高知県建設工事監督規定に基づき、工事の適正かつ円滑な履行を図るものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県と同一の積算システムを有し、設計書作成業務を熟知している。また、県や市町村が発注する工事監督の多くの実績を有し、監督業務に精通しているため。	高知土木事務所
62	(公社)高知県建設技術公社	高知新港荷役機械整備工事発注者支援委託業務	1,587,600	1,587,600	H30.5.2 ～ H30.8.29	○				○	セ								本業務は県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価により土木積算システムを使用する。公益社団法人高知県建設技術公社は、高知県の積算システムと同じシステムを有しおり、かつ、設計書作成業務を熟知しているため。	高知土木事務所
63	(公社)高知県建設技術公社	志奈弥川広域河川改修積算委託業務	1,382,400	1,382,400	H30.5.12 ～ H30.6.30	○				○	セ								本業務は、県が発注する工事の監督や実施・変更設計書を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価により土木積算システムを使用して調製するものである。また、監督業務は高知県建設工事監督規定に基づき、工事の適正かつ円滑な履行を図るものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県と同一の積算システムを有し、設計書作成業務を熟知している。また、県や市町村が発注する工事監督の多くの実績を有し、監督業務に精通しているため。	高知土木事務所
64	(公社)高知県建設技術公社	介良川地震高潮対策施工監理委託業務	4,611,600	4,611,600	H30.5.30 ～ H31.3.31	○				○	セ								本業務は、県が発注する工事の監督業務を行うものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県や市町村が発注する工事監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通しているため。	高知土木事務所
65	(公社)高知県建設技術公社	県道高知本山線外2路線地域の安全安心推進積算等委託業務	6,555,600	6,555,600	H30.6.1 ～ H31.3.25	○				○	セ								本業務は、県が発注する工事の監督や実施・変更設計書を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価により土木積算システムを使用して調製するものである。また、監督業務は高知県建設工事監督規定に基づき、工事の適正かつ円滑な履行を図るものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県と同一の積算システムを有し、設計書作成業務を熟知している。また、県や市町村が発注する工事監督の多くの実績を有し、監督業務に精通しているため。	高知土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH30年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項												
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
66	（公社）高知県建設技術公社	高知港県単改良工事発注者支援委託業務	637,200	637,200	H30.5.26 ～ H30.7.9	○				○	セ									本業務は県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価により土木積算システムを使用する。公益社団法人高知県建設技術公社は、高知県の積算システムと同じシステムを有しおり、かつ、設計書作成業務を熟知しているため。	高知土木事務所
67	（公社）高知県建設技術公社	高知港県単改良工事発注者支援委託業務	1,598,400	1,598,400	H30.5.26 ～ H31.3.28	○				○	セ									本業務は、県が発注する工事の監督や実施・変更設計書を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価により土木積算システムを使用して調製するものである。また、監督業務は高知県建設工事監督規定に基づき、工事の適正かつ円滑な履行を図るものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県と同一の積算システムを有し、設計書作成業務を熟知している。また、県や市町村が発注する工事監督の多くの実績を有し、監督業務に精通しているため。	高知土木事務所
68	（公社）高知県建設技術公社	久万川地震高潮対策積算等委託業務	576,720	576,720	H30.6.20 ～ H31.3.29	○				○	セ									本業務は、県が発注する工事の監督や実施・変更設計書を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価により土木積算システムを使用して調製するものである。また、監督業務は高知県建設工事監督規定に基づき、工事の適正かつ円滑な履行を図るものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県と同一の積算システムを有し、設計書作成業務を熟知している。また、県や市町村が発注する工事監督の多くの実績を有し、監督業務に精通しているため。	高知土木事務所
69	（公社）高知県建設技術公社	県道高知本山線防災・安全交付金積算等委託業務	2,268,000	2,268,000	H30.6.20 ～ H31.3.25	○				○	セ									本業務は、県が発注する工事の監督や実施・変更設計書を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価により土木積算システムを使用して調製するものである。また、監督業務は高知県建設工事監督規定に基づき、工事の適正かつ円滑な履行を図るものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県と同一の積算システムを有し、設計書作成業務を熟知している。また、県や市町村が発注する工事監督の多くの実績を有し、監督業務に精通しているため。	高知土木事務所
70	（公社）高知県建設技術公社	高知港改修(統合補助)工事発注者支援委託業務	1,836,000	0	H30.6.23 ～ R1.5.31	○				○	セ									本業務は、県が発注する工事の監督や実施・変更設計書を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価により土木積算システムを使用して調製するものである。また、監督業務は高知県建設工事監督規定に基づき、工事の適正かつ円滑な履行を図るものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県と同一の積算システムを有し、設計書作成業務を熟知している。また、県や市町村が発注する工事監督の多くの実績を有し、監督業務に精通しているため。	高知土木事務所
71	（公社）高知県建設技術公社	県道南国伊野線外２路線道路改良積算等委託業務	4,050,000	4,050,000	H30.7.14 ～ H31.3.25	○				○	セ									本業務は、県が発注する工事の監督や実施・変更設計書を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価により土木積算システムを使用して調製するものである。また、監督業務は高知県建設工事監督規定に基づき、工事の適正かつ円滑な履行を図るものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県と同一の積算システムを有し、設計書作成業務を熟知している。また、県や市町村が発注する工事監督の多くの実績を有し、監督業務に精通しているため。	高知土木事務所
72	（公社）高知県建設技術公社	都市計画道路高知駅秦南町線県単街路整備工事積算委託業務	1,242,000	1,242,000	H30.7.20 ～ H30.9.17	○				○	セ									本業務は県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価により土木積算システムを使用する。公益社団法人高知県建設技術公社は、高知県の積算システムと同じシステムを有しおり、かつ、設計書作成業務を熟知しているため。	高知土木事務所
73	（公社）高知県建設技術公社	都市計画道路高知駅秦南町線県単街路整備技術審査補助委託業務	379,080	379,080	H30.8.14 ～ H30.10.12	○				○	セ									本業務は県が発注する都市計画道路高知駅秦南町線の工事の発注時における総合評価方式の入札参加希望者情報、提案内容及び評価結果等、入札に関する技術審査補助業務である。これに係る十分な知識と理解を有していること、また入札に関する業務の中で、保護すべき入札参加者の個人情報を入手することとなり、他の案件に入札参加が想定される一般の事業者には適当ない業務であるため。	高知土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH30年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由										具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項											
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
74	（公社）高知県建設技術公社	高知港海岸(新田町地区)高潮対策工事発注者支援委託業務	738,720	738,720	H30.10.2 ～ H30.12.28	○				○	セ								本業務は、県が発注する工事の発注時における総合評価方式の提案内容や評価結果等、入札に関する技術審査補助業務及び工事の実施設計書を作成するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県と同一の積算システムを有し、設計書作成業務を熟知していること。また、入札に関する技術審査補助業務では、入札に関する個人情報を取り扱うことが想定されるため、一般の事業者には適当でないため。	高知土木事務所
75	（公社）高知県建設技術公社	高知新港荷役機械レール基礎工事発注者支援委託業務	252,720	252,720	H30.12.15 ～ H31.3.25	○				○	セ								本業務は、県が発注する工事の監督や実施・変更設計書を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価により土木積算システムを使用して調製するものである。また、監督業務は高知県建設工事監督規定に基づき、工事の適正かつ円滑な履行を図るものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県と同一の積算システムを有し、設計書作成業務を熟知している。また、県や市町村が発注する工事監督の多くの実績を有し、監督業務に精通しているため。	高知土木事務所
76	（公社）高知県建設技術公社	都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全社会資本整備交付金施工監理積算委託業務	2,419,200	0	H30.12.26 ～ H31.4.30	○				○	セ								本業務は、県が発注する工事の監督や実施・変更設計書を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価により土木積算システムを使用して調製するものである。また、監督業務は高知県建設工事監督規定に基づき、工事の適正かつ円滑な履行を図るものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県と同一の積算システムを有し、設計書作成業務を熟知している。また、県や市町村が発注する工事監督の多くの実績を有し、監督業務に精通しているため。	高知土木事務所
77	（公社）高知県建設技術公社	高知港海岸(新田町地区)高潮対策工事発注者支援委託業務	691,200	691,200	H31.2.1 ～ H31.3.25	○				○	セ								本業務は県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価により土木積算システムを使用する。公益社団法人高知県建設技術公社は、高知県の積算システムと同じシステムを有しおり、かつ、設計書作成業務を熟知しているため。	高知土木事務所
78	（公社）高知県建設技術公社	舟入川地震高潮対策積算等委託業務	2,322,000	0	H31.2.21 ～ R2.3.25	○				○	セ								本業務は、県が発注する工事の監督や実施・変更設計書を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価により土木積算システムを使用して調製するものである。また、監督業務は高知県建設工事監督規定に基づき、工事の適正かつ円滑な履行を図るものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県と同一の積算システムを有し、設計書作成業務を熟知している。また、県や市町村が発注する工事監督の多くの実績を有し、監督業務に精通しているため。	高知土木事務所
79	（公社）高知県建設技術公社	国道195号防災・安全交付金(大栃橋上部工)施工管理委託業務	302,400	302,400	H29.8.25 ～ H30.6.30	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の施工管理及び変更設計書作成を行う業務である。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調整するものである。また、監督業務は高知県建設工事監督規定に基づき請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 また、同公社は高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央東土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH30年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
80	（公社）高知県建設技術公社	下井川他1河川広域河川改修工事協定書資料作成委託業務	1,674,000	1,674,000	H30.2.6 ～ H30.6.30	○				○	セ								この業務は、高知県が香南市と協定する工事について、協定書に必要な書類（設計書等）を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 （社）高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを推進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は、定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一のシステムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央東土木
81	（公社）高知県建設技術公社	【緊急発注H30.7.10】30本山-19　管内一円緊急委託業務　管内一円災害復旧測量設計委託業務	22,248,000	22,248,000	H30.7.10 ～ H31.1.31	○								○					7月2日から7月8日までの台風7号および梅雨前線豪雨により公共土木施設に災害が生じ、早急に対応する必要があるため。	中央東土木事務所
82	（公社）高知県建設技術公社	【緊急発注H30.7.10】30中央東第7号台風7号及び梅雨前線豪雨による河川災害等の測量設計積算　災害査定測量設計委託業務	78,570,000	78,570,000	H30.7.10 ～ H31.1.31	○								○					7/6～7/8の豪雨により、中央東土木管轄内の道路・河川・砂防施設・橋梁において、多くの箇所の被災を受けた。それらの箇所は、再度災害や被災の拡大防止のため、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づく災害復旧事業により復旧する必要がある。そのためには、測量・設計・積算を早急に行い、事業採択されるために査定を受けなければならない。	中央東土木事務所
83	（公社）高知県建設技術公社	【緊急発注H30.9.20】30中央東第31号台風21号及び豪雨による河川災害等の測量設計積算　奈良川外3河川災害復旧測量設計委託業務	6,922,800	6,922,800	H30.9.20 ～ H31.2.28	○								○					平成30年度台風21号及び豪雨により、中央東土木事務所管轄内の河川施設において、多くの箇所の被災を受けた。それらの箇所は、再度災害や被災の拡大防止のため、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づく災害復旧事業により復旧する必要がある。そのためには、測量・設計・積算を早急に行い、事業採択されるために査定を受けなければならない。	中央東土木事務所
84	（公社）高知県建設技術公社	下井川広域河川改修工事実施積算委託業務	2,062,800	2,062,800	H31.2.6 ～ H31.3.25	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行ったうえで、設計書として調製するものである。 （社）高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを推進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は、定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一のシステムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央東土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH30年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由										具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項											
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
85	（公社）高知県建設技術公社	県道川之江大豊線地域の安全安心推進災害復旧積算委託業務	669,600	669,600	H31.2.22 ～ H31.3.25	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行ったうえで、設計書として調整するものである。 （社）高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを推進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は、定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注支援者の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一のシステムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央東土木事務所
86	（公社）高知県建設技術公社	県道高知伊予三島線(大川橋)防災・安全交付金技術審査補助積算施工管理委託業務	6,091,200	6,091,200	H30.5.10 ～ R1.7.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調整するものである。また、監督業務は高知県建設工事監督規定に基づき請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 また、同公社は高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央東土木事務所
87	（公社）高知県建設技術公社	国道494号社会資本整備総合交付金実施積算技術審査補助委託業務	2,297,160	2,297,160	H29.6.30 ～ H30.8.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していなため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
88	（公社）高知県建設技術公社	【緊急発注H30.7.9】No.3越知-8宮ケ坪急傾斜地崩壊防止施設災害復旧測量設計積算委託業務	1,360,800	1,360,800	H30.7.9 ～ H30.12.10	○								○					本業務は、台風7号で被災した宮ヶ坪急傾斜地崩壊防止施設における災害復旧工事の測量設計積算を委託するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は緊急を有する災害復旧工事に精通しており、また高知県と同一の積算システムを有する唯一の機関であることから緊急依頼を行う。	中央西土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH30年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由										具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項											
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
89	（公社）高知県建設技術公社	国道494号社会資本整備総合交付金実施積算委託業務	1,090,800	1,090,800	H30.7.27 ～ H31.3.25	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していなため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
90	（公社）高知県建設技術公社	国道494号社会資本整備総合交付金実施積算委託業務	1,976,400	0	H30.12.4 ～ R1.7.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していなため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
91	（公社）高知県建設技術公社	宇治川(天神ケ谷川)床上浸水対策事業支援(その1)委託業務	13,559,400	13,559,400	H30.4.1 ～ H30.9.30	○				○	セ								この業務は、高知県が実施する事業の設計、用地買収、施工の各段階において、設計、工程管理、地元及び関係行政機関等への説明、品質管理及びコスト縮減等の各種マネジメント業務を行うCM（コンストラクション・マネジメント）業務である。業務においては、発注する請負工事および委託業務の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事および委託業務の監督を行う。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH30年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
92	（公社）高知県建設技術公社	日下川外床上浸水対策事業支援(その1)委託業務	13,559,400	13,559,400	H30.4.1 ～ H30.9.30	○				○	セ								この業務は、高知県が実施する事業の設計、用地買収、施工の各段階において、設計、工程管理、地元及び関係行政機関等への説明、品質管理及びコスト縮減等の各種マネジメント業務を行うCM（コンストラクション・マネジメント）業務である。業務においては、発注する請負工事および委託業務の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事および委託業務の監督を行う。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
93	（公社）高知県建設技術公社	県道石鎚公園線道路改良工事実施積算委託業務	982,800	982,800	H30.4.20 ～ H30.7.18	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していなため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
94	（公社）高知県建設技術公社	南谷川河川改修工事(橋梁上部工)実施積算委託業務	766,800	766,800	H30.4.28 ～ H30.6.11	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していなため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH30年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由										具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項											
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
95	（公社）高知県建設技術公社	新別下腹川通常砂防工事（管理用道路）積算及び施工管理委託業務	2,980,800	2,980,800	H30.5.18 ～ H31.3.22	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行ったうえで、設計書として調製する物である。また、監督業務は高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務仁関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
96	（公社）高知県建設技術公社	県道中津公園線地域の安全安心推進工事実施積算委託業務	853,200	853,200	H30.5.23 ～ H30.7.21	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していなため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
97	（公社）高知県建設技術公社	県道石鎚公園線道路改良工事技術審査補助委託業務	136,080	136,080	H30.5.24 ～ H30.8.21	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事について、技術審査補助（総合評価）を実施するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県等の発注する工事について、品確法に基づく総合評価方式による技術審査業務に精通していることから、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
98	（公社）高知県建設技術公社	県道土佐伊野線道路改良工事実施積算委託業務	1,782,000	1,782,000	H30.6.14 ～ H30.10.20	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していなため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH30年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由										具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項											
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
99	（公社）高知県建設技術公社	宇治川(天神ケ谷川)床上浸水対策事業支援(その2)委託業務	10,497,600	10,497,600	H30.10.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								この業務は、高知県が実施する事業の設計、用地買収、施工の各段階において、設計、工程管理、地元及び関係行政機関等への説明、品質管理及びコスト縮減等の各種マネジメント業務を行うCM（コンストラクション・マネジメント）業務である。業務においては、発注する請負工事および委託業務の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事および委託業務の監督を行う。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
100	（公社）高知県建設技術公社	日下川(戸梶川)床上浸水対策事業支援(その2)委託業務	10,497,600	10,497,600	H30.10.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								この業務は、高知県が実施する事業の設計、用地買収、施工の各段階において、設計、工程管理、地元及び関係行政機関等への説明、品質管理及びコスト縮減等の各種マネジメント業務を行うCM（コンストラクション・マネジメント）業務である。業務においては、発注する請負工事および委託業務の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事および委託業務の監督を行う。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
101	（公社）高知県建設技術公社	森ケ崎急傾斜地地域の安全安心推進実施積算委託業務	583,200	583,200	H30.10.13 ～ H30.12.11	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していなため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH30年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
102	（公社）高知県建設技術公社	県道須崎仁ノ線(塩木橋歩道橋)地域の安全安心進推道路橋架換工事発注者支援委託業務	1,944,000	1,944,000	H30.4.26 ～ H30.8.3	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業の一つである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	須崎土木事務所
103	（公社）高知県建設技術公社	国道439号社会資本整備総合交付金(木屋ケ内第1号橋下部工他)工事積算施工管理委託業務	3,607,200	0	H30.6.28 ～ R1.7.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の設計書を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業の一つである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	須崎土木事務所
104	（公社）高知県建設技術公社	国道439号社会資本整備総合交付金(木屋ケ内第1号橋上部工)工事積算委託業務	1,522,800	0	H30.6.28 ～ R1.7.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の設計書を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業の一つである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	須崎土木事務所
105	（公社）高知県建設技術公社	県道昭和中村線防災・安全交付金積算施工監理補助委託業務	1,728,000	0	H30.6.22 ～ R1.6.30	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督等を実施するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行ったうえで、設計書として調製するものであり、監督補助業務は高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い、工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	幡多土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH30年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
106	（公社）高知県建設技術公社	県道安満地福良線地域の安全安心推進積算支援委託業務	1,339,200	1,339,200	H31.1.26 ～ H31.2.24	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は、定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うもの。	幡多土木事務所
107	（公社）高知県建設技術公社	新足摺海洋館造成工事積算施工監理委託業務	2,338,200	2,338,200	H30.3.30 ～ H30.11.16	○				○	セ								本業務は新足摺海洋館の造成工事設計積算業務及び工事監理業務を実施するものであるが、地域観光課には技術職の職員が配置されていないため、高知県と同一の土木積算システムを保有する公社と単独随意契約を実施した。	地域観光課
108	（公社）高知県建設技術公社	室戸岬沖地区(安芸沖14工区)水産環境整備施工管理委託業務	1,803,600	0	H30.10.27 ～ R1.5.31	○				○	セ								高知県建設技術公社は、地方公共団体の建設行政の補完・支援団体として県や市町村等が出資し設立した行政代行機関である。県から職員を派遣し建設工事の積算・施工管理・検査等、発注者支援機関として実績を積み重ねている本県唯一の公的機関である。 この業務は、漁港漁場課が実施している浮魚礁製作設置における段階確認等を県職員に代わり行うものであり、特殊な工事内容に精通している必要がある。また、現地の状況変化に伴う変更処理の指示など専門的な行政判断が必要なことから、公的機関であり、これまでも浮魚礁に関する同様の業務に携わってきた左記公社と契約するものである。	漁港漁場課
109	（公社）高知県建設技術公社	牧野植物園(仮称)ﾌｧﾐﾘｰ園等整備工事積算施工管理委託業務	10,702,800	0	H30.6.5 ～ R1.7.17	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに、請負工事の監督を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設定されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないため。	環境共生課
110	（公社）高知県建設技術公社	平成30年度こうちの木の住まいづくり助成事業実施確認業務委託	4,812,480	4,812,480	H30.4.2 ～ H31.3.29	○				○	セ								本業務は、補助事業の施工状況等の確認と書類審査を委託するものである。 建築に関する専門的な知識を有し、かつ建築現場へ日常的に業務として訪問する事業者は他にないため。	木材産業振興課
111	（公社）高知県建設技術公社	高吾地域拠点校・敷地外駐輪場土木造成工事測量設計積算施工管理委託業務	2,134,080	2,134,080	H29.5.9 ～ H30.7.31	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課・高等学校課

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH30年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
112	（公社）高知県建設技術公社	須崎工業高校ブロック塀等改修工事測量設計積算施工管理委託業務	6,049,080	6,049,080	H29.5.13 ～ H31.3.29	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課
113	（公社）高知県建設技術公社	室戸高校ブロック塀等改修工事施工管理委託業務	2,851,200	2,851,200	H29.6.23 ～ H30.5.31	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課
114	（公社）高知県建設技術公社	窪川高校実習地擁壁改修工事施工管理委託業務	1,042,200	1,042,200	H30.2.15 ～ H30.6.24	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課
115	（公社）高知県建設技術公社	中村特別支援学校ブロック塀等改修工事施工監理委託業務	1,738,800	1,738,800	H30.7.13 ～ R1.10.31	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課
116	（公社）高知県建設技術公社	窪川高校ブロック塀等改修工事施工監理委託業務	2,278,800	2,278,800	H30.7.13 ～ H31.3.29	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課
117	（公社）高知県建設技術公社	嶺北高校ブロック塀等改修工事施工監理委託業務	1,706,400	1,706,400	H30.8.8 ～ H31.3.20	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課
118	（公社）高知県建設技術公社	梼原高校ブロック塀等改修工事施工監理委託業務	2,030,400	2,030,400	H30.9.4 ～ H31.3.25	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課
119	（公社）高知県建設技術公社	【緊急発注H30.8.1】30高学安第489号　安芸高校河川敷野球場復旧工事積算委託業務	226,800	226,800	H30.8.1 ～ H30.10.29	○								○					建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH30年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
120	（公社）高知県建設技術公社	中芸高校ブロック塀等改修工事施工監理委託業務	2,602,800	2,602,800	H30.10.10 ～ R1.8.31	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	教育委員会事務局学校安全対策課
121	（公社）高知県建設技術公社	安芸高校河川敷野球場復旧工事施工監理委託業務	576,720	576,720	H30.12.5 ～ H31.3.25	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課
122	（公社）高知県建設技術公社	県立学校共同グラウンド改修工事積算・施工管理委託業務	1,716,120	1,716,120	H29.11.2 ～ H30.5.10	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課・高等学校課
123	（公社）高知県建設技術公社	青少年センター陸上競技場改修工事積算施工管理委託業務	2,840,400	2,840,400	H30.7.4 ～ R1.6.30	○				○	セ								高知県建設技術公社は、高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書等の作成業務を熟知しているとともに、同公社以外は高知県と同一の積算システムを保有していないことから競争入札には適さない。 今回、青少年センター陸上競技場改修工事の実施にあたっては、発注図書作成業務やそれに伴う技術支援及び実施設計書作成委託業務等を一貫して委託をし、またこれらの業務を適切に履行していることに加え、現場の状況や協議の経過について、これまでの経緯により十分に熟知していることから、本工事における設計の趣旨を十分に反映させることができると考えられるため、同公社と随意契約を行ったものである。	生涯学習課
124	（公社）高知県建設技術公社	病弱特別支援学校整備工事測量設計積算委託業務	6,220,800	6,220,800	H30.3.29 ～ R1.6.30	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	特別支援教育課
125	（公社）高知県建設技術公社	史跡高知城跡梅ノ段北側石垣復旧工事積算・施工監理委託業務	1,749,600	1,749,600	H30.5.15 ～ H31.3.25	○				○	セ								土木工事設計書の積算や施工管理、工事の指導監督については、県の土木行政を技術的に支援している公益財団法人高知県建設技術公社以外に業務を履行できる者がいないため。	文化財課
126	（公社）高知県建設技術公社	札所寺院測量調査発注図書作成支援委託業務	302,400	302,400	H30.7.2 ～ H31.1.31	○				○	セ								土木工事設計書の積算や施工管理、工事の指導監督については、県の土木行政を技術的に支援している公益財団法人高知県建設技術公社以外に業務を履行できる者がいないため。	文化財課

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH30年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
127	（公社）高知県建設技術公社	杉田発電所下流護岸測量設計積算委託業務(企電第3-8号)	1,404,000	1,404,000	H30.8.14 ～ H30.11.11	○				○	セ								この業務は、高知県公営企業局が発注する工事の測量、設計及び実施設計書を作成するもので、設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行ったうえで、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業の一つである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	電気工水課
128	高知県土地開発公社	烏川広域河川改修工事	34,779,659	34,779,659	H30.3.26 ～ H31.3.31	○				○	セ								当該事業の委託業務は、用地取得及び補償業務であるため、高知県が公共用地の取得を目的として設置した高知県土地開発公社に委託するものである。	用地対策課
129	高知県土地開発公社	下井川広域河川改修工事	134,592,035	134,592,035	H30.3.26 ～ H31.3.31	○				○	セ								当該事業の委託業務は、用地取得及び補償業務であるため、高知県が公共用地の取得を目的として設置した高知県土地開発公社に委託するものである。	用地対策課
130	高知県土地開発公社	下井川河川改修工事	10,047,000	10,047,000	H30.3.26 ～ H31.3.31	○				○	セ								当該事業の委託業務は、用地取得及び補償業務であるため、高知県が公共用地の取得を目的として設置した高知県土地開発公社に委託するものである。	用地対策課
131	高知県土地開発公社	下井川河川改修工事	9,915,664	9,915,664	H30.11.5 ～ H31.3.31	○				○	セ								当該事業の委託業務は、用地取得及び補償業務であるため、高知県が公共用地の取得を目的として設置した高知県土地開発公社に委託するものである。	用地対策課
132	高知県土地開発公社	下井川広域河川改修工事	33,519,422	33,519,442	H30.11.25 ～ R2.3.31	○				○	セ								当該事業の委託業務は、用地取得及び補償業務であるため、高知県が公共用地の取得を目的として設置した高知県土地開発公社に委託するものである。	用地対策課
133	（公財）高知県のいち動物公園協会	高知県立のいち動物公園の管理代行業務	1,916,620,000	386,845,000	H26.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								専門性を有する業務特性により、他に運営できる団体がいない。	公園下水道課
134	高知県住宅供給公社	県営住宅管理代行等業務	430,822,617	430,822,617	H30.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								管理代行は、公営住宅法の規定により地方住宅供給公社又は市町村のみ行うことができるものと定められているため。 （市町村受託意思なし）	住宅課
135	高知県住宅供給公社	県職員住宅管理委託業務	39,660,652	39,660,652	H30.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								公社には建築士が複数名在籍しており専門的な知識に基づいた修繕等が可能であり、修繕工事等の施工管理も県と同様のチェック機能が担保されている。 また、公社は職員住宅の他に県営住宅と教職員住宅の管理業務も併せて行っており、そのことでのスケールメリットによって効率的に業務を行うことができるとともに、これらの住宅の維持管理業務を行うことで得られたノウハウを活用した委託業務を行うことが可能であるため。	職員厚生課

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH30年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由										具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項											
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
136	高知県住宅供給公社	教職員宿舎管理委託業務	38,004,277	38,004,277	H30.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								県下全域に点在する教職員住宅の一括管理には、県営住宅及び県職員住宅の管理業務も受託している公社の住宅管理に関する蓄積されたノウハウが必要であり、また、老朽化が進んでいる教職員住宅の適切な維持管理には公社の持つ技術力等が有効に活用されることが見込まれるとともに、過去の教職員住宅管理委託業務も誠実かつ確実に実行されている。 また、県内に同公社と同様のノウハウを有する法人が存在しないため。	教職員・福利課
137	（公財）暴力追放高知県民センター	不当要求防止責任者講習事業	1,112,000	1,112,000	H30.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								（公財）暴力追放高知県民センターは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第2項第7号により、公安委員会からの委託を受けて同法第14条第2項の講習業務を行える県内唯一の法人であるため。	組織犯罪対策課
138	（公財）暴力追放高知県民センター	暴力団排除運動支援事業業務委託料	2,946,000	2,946,000	H30.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								（公財）暴力追放高知県民センターは、民間の暴力追放組織に対する援助等の事業を展開し、更に、同センターが中核となって、平成19年に宿毛地区みかじめ料等縁切り同盟を結成し、以降中村地区・高知地区・建設業・遊技業・不動産業における「縁切り同盟」立ち上げの支援活動を行っており、本事業のノウハウやデータを蓄積している唯一の団体であるため。	組織犯罪対策課